



# SuMi TRUST 年金ニュース

(平成30年9月3日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金】

### 最低責任準備金算定上のコロガシ利率

本日（平成30年9月3日）、厚生労働省告示第316号が公布され、厚生年金基金の最低責任準備金の算定に用いるコロガシ利率は、以下のとおりとすることが告示されました。

#### I. 平成29年度期ずれ解消後・平成31年の期ずれ解消前のコロガシ利率

- ・期ずれ解消後（平成29年4月～平成30年3月）：6.51%
- ・期ずれ解消前（平成31年1月～平成31年12月）：6.51%

#### II. 平成30年度（4月～6月）期ずれ解消後のコロガシ利率

- ・期ずれ解消後（平成30年4月～平成30年6月）：6.89%（年率換算）

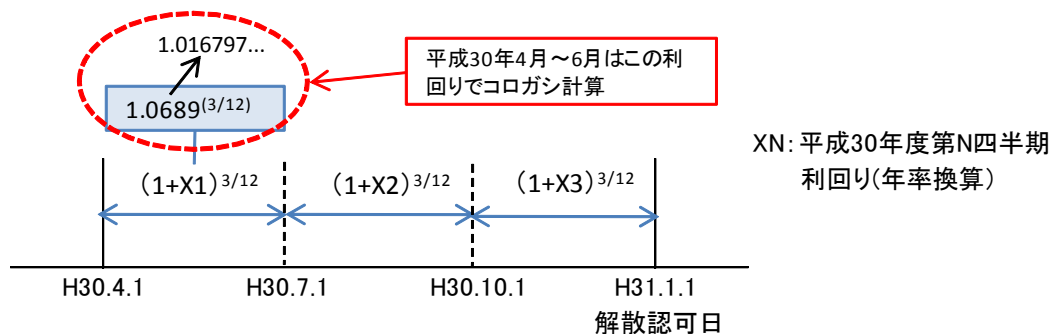
Iのコロガシ利率は、平成29年度の厚生年金本体の運用実績に基づいたものであり、8月10日に公表された当該運用実績と同じ率です。

なお、平成30年1月30日以前に解散した場合、期ずれ解消後における平成29年度コロガシ利率は、従前どおり四半期毎に告示された率を使用します。

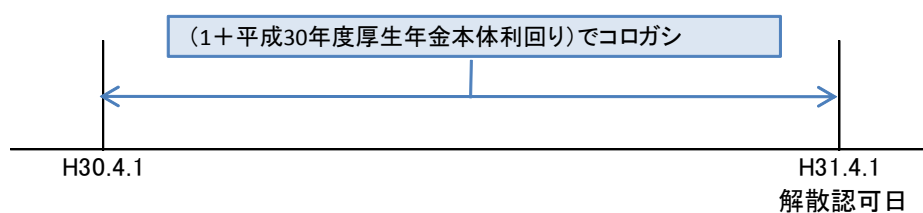
IIのコロガシ利率は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が公表する運用結果を基に各年度第1四半期から第3四半期毎に告示され、解散または代行返上時における最低責任準備金の算定に使用します。

■解散・代行返上認可日に応じて、解散または代行返上の承認申請時における最低責任準備金のコログシ計算(期ずれ解消後)のイメージは以下のとおりとなります。

(例1) 解散認可日が平成31年1月30日までの場合(以下の例は、解散認可日が平成31年1月1日)



(例2) 解散認可日が平成31年1月31日以降の場合(以下の例は、解散認可日が平成31年4月1日)



厚生年金本體利回りの公表により、それまでの四半期利回りから本體利回りの使用に変わります。

(参考1 厚生労働省告示第316号)

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20180903kokuji.pdf>

(参考2 企業年金利率一覧)

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20180903riritu.pdf>

(参考3 平成30年8月10日配信のSuMiTRUST年金ニュース)

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20180810news.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595